

令和4年1月20日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 北島、寺崎

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」という。）により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 芳井 敬一
（大阪府大阪市北区梅田3-3-5）

登録業種：建築一式－A級、とび・土工－A級、屋根－登録、塗装－A級、内装－登録、解体－登録、石－級外、大工－級外、左官－級外、タイル－級外、鋼構造物－級外、鉄筋－級外、板金－級外、ガラス－級外、防水－級外、熱絶縁－級外、建具－級外

期 間：令和4年1月21日 ～ 令和4年3月20日（2か月）

2 指名停止の理由

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため。

なお、このことが同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局から営業停止処分及び指示処分を受けた。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第11号（建設業法違反）に該当する。

指名停止期間については2か月とする。

4 令和２・３年度受注実績

令和２年度 なし

令和３年度 なし